

**令和3年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会**  
**持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託仕様書**

本仕様書は、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会(以下「発注者」という。)及び受注者が締結する契約「令和3年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務」に関する事項について定める。

## 1 目的

本事業は、首都圏をはじめ、日本国内のワンウェイプラスチック製品(使い捨てプラスチック製品)、容器包装、食品廃棄物の減量化やリサイクルを促進するため、事業者の自主的な発生抑制や減量化等の取組みを支援するとともに、その取組みを周知することで、持続可能な資源利用への転換に向けた消費者の選択を促すことを目的とする。

具体的には、ワンウェイプラスチック製品の製造、加工、卸売若しくは小売を生業として行う企業又はワンウェイプラスチック製品を利用する事業者が行う「チャレンジ省資源宣言」(注)を推進し、宣言事業者と連携することで、広く住民に対し、プラスチック製品及び過剰な容器包装の削減に向けた事業者の取組みを周知する。

加えて、食品廃棄物の中でも特に喫緊の課題である「食品ロス」については、効果的な周知啓発活動により、消費者にまず、食品ロスの現状や課題を認識してもらうことを目的とする。

### (注)「チャレンジ省資源宣言」

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会が、ワンウェイプラスチック製品、容器包装、食品廃棄物を減らしたり、無駄にしないために企業が行う取組みを応援し、住民への普及啓発を行うことで持続可能な資源利用への転換を目指す事業。

## 2 事業の対象

域内住民、域内事業者及び「チャレンジ省資源宣言」の宣言事業者等

※連携する宣言事業者(予定)

- ・製造部門 約20社
- ・小売部門 約15社
- ・外食部門 約5社

## 3 契約期間

契約締結日から令和4年1月31日(月)まで

## 4 事業概要

### (1)チャレンジ省資源宣言

「チャレンジ省資源宣言」について、宣言事業者を募集するとともに、消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、製造事業者、小売事業者、飲食事業者等と連携したPRキャンペーンをはじめとする普及啓発活動を実施する。

## (2) 食品ロス削減啓発キャンペーン

食品ロス問題については、食品ロスの現状や課題を広く域内住民に周知するため、PRキャンペーンをはじめとする普及啓発活動を実施する。

## 5 業務内容

「チャレンジ省資源宣言」の普及啓発を図るため、主に以下の事業を実施するとともに、「食品ロス削減啓発キャンペーン」の普及啓発を図るため、主に(3)の事業を実施する。メインターゲットについては、事業目的を踏まえ効果的な形で設定すること。また、SNS等を有効に活用したPR活動を実施する。

### (1) 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンの実施

#### ア 実施内容

応募はがき付きリーフレット及びキャンペーン応募Webサイトから応募した方を対象に、抽選でプレゼントが当たるキャンペーンを実施する。応募はがき付きリーフレット及びキャンペーン応募Webサイトには、宣言事業者が実施するワンウェイプラスチック製品、容器包装及び食品廃棄物の発生抑制・減量化等の取組事例等を掲載し、域内住民の意識向上を図る。

#### イ 業務内容

##### (ア) プレゼントキャンペーン応募はがき付きリーフレットの作成・配布

a 作成予定部数 100,000 部

b 仕様

(a) カラー両面刷りA5判8ページ程度(じゃばら折り)

(b) グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。

(c) 九都県市のマスコットキャラクターを使用する等、域内住民等の興味をひくデザインとすること。

(d) 各宣言事業者の取組みを紹介する内容とし、応募はがき(料金発行者払い)付きとすること。なお、応募はがきの裏面には本事業に関するアンケート等を掲載すること。アンケートの設問数は5問程度を想定し、項目については、発注者と協議し決定すること。

(e) キャンペーン応募Webサイトに導く工夫を施すこと(2次元コード等)。

(f) 印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

c 配布先

(a) 宣言事業者の希望する各店舗・部署

(b) 発注者の指示する九都県市域内公共施設

※約 300 か所程度を想定

※「(2) 通年利用できるポスターの作成・配布」に記載するポスターと一括して送付すること。

※資材の節減のため、可能な限り簡易な梱包で送付すること。

d 配布期限 令和3年10月1日(金)

※詳細は発注者受注者協議の上決定する。

##### (イ) プレゼントキャンペーン応募Webサイトの作成・広報

- a キャンペーン応募Webサイトの作成・広報にあたっては、特にスマートフォンからの応募数拡大を狙い、デザインや仕様を設定すること。
- b 効果的な周知が望めるようなサイトからリンクされるよう配慮するなど、より一層の工夫を施すこと。
- c チャレンジ省資源宣言Webサイトへのリンクを挿入するなど、通年事業の広報にも努めること。
- d Webサイトの製作にあたっては、発注者がWebサイトの保守業務を委託している事業者には形式や注意事項等を予め確認し、よく調整した上で取り掛かること。

※参考:九都県市チャレンジ省資源宣言Webサイト(URL:<https://www.resource-saving.jp/>)

:九都県市チャレンジ省資源宣言キャンペーン応募サイト(URL:<https://www.resource-saving.jp/challenge-2020campaign/>)

- e 発注者が運営するWebサイトの仕様に合わせ、それぞれのページやサイト内の回遊性を高めること。いずれも、アクセシビリティ基準(JIS X 8341-3:2016 の達成等級 AA)に準拠すること。
- f DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。
- g 運用場所は発注者が保守業務を委託している事業者が管理する既存サーバーとする。

※サーバーの仕様:<https://heteml.jp/service/function/>

- h Webサイトには下記のコンテンツを含むこととし、応募数増加を狙い効果的な広報を行うこと。

- ◇プレゼントキャンペーンの告知
- ◇キャンペーン応募フォーム(応募者アンケートを含む)
- ◇宣言事業者の取組内容紹介
- ◇各宣言事業者の宣言ページへのリンク
- ◇プレゼントキャンペーン用のバナー作成
- ◇「Google アナリティクス」等のアクセス解析ツール設置

※保守業務受託事業者と事前に調整すること。

#### (ウ) アンケートの集計、分析、結果報告

「6 事業報告書の作成に関すること」に記載する事業報告書の作成とあわせて、アンケートの集計、分析を行う。特に、自由意見欄に記載された内容については、発注者及び宣言事業者の今後の参考資料として汎用的に取り扱えるように、意見の集約、結果の分析(意見のジャンル分けなど)を綿密に行った上で簡素な資料となるように作成すること。なお、アンケート全体の結果についても別添として付すこと。

※参考:令和2年度の応募数 はがき:2,490 件 Web:2,082 件

#### (エ) プレゼントキャンペーンに係るプレゼント品の管理・発送等

- a プレゼントの購入及び管理

※プレゼント内容は発注者と相談し、可能な限り本事業の目的に沿ったものにする。

※参考:チャレンジ省資源宣言キャンペーン令和2年度実績:「手動式生ごみ処理器」3名様分

- b 宣言事業者(製造部門)から提供されるプレゼント(15 種程度×10 セット)の引受け及び管理

- c 当選者の選定及びプレゼントの送付

#### (オ) プレゼントキャンペーン問い合わせ対応

利用者からの電話若しくはメールでの問い合わせに、対応できる体制を整えること。

ウ 実施期間

令和3年10月1日(金)から令和3年11月30日(火)まで

エ 周知方法

- (ア)応募はがき付きリーフレットの小売店・飲食店等への配架
- (イ)キャンペーン応募Webサイトの制作

**(2) 通年利用できるポスターの作成・配布**

ア 実施内容

「チャレンジ省資源宣言」の認知度向上とワンウェイプラスチック製品、容器包装及び食品廃棄物の発生抑制・減量化等の普及啓発に向け、通年利用できるポスターを作成し、指定場所へ配布する。

イ 業務内容

(ア)ポスターの作成

- a 作成予定数 縦A2判(作成予定数 1,500 部) 縦A3判(作成予定数 1,500 部)  
縦B4判(作成予定数 500 部)

b 仕様

- (a)カラー片面刷り
- (b)グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。
- (c)各都県市のマスコットキャラクターを使用する等、域内住民等の興味をひくデザインとすること。
- (d)チャレンジ省資源宣言Webサイトに導く工夫を施すこと(2次元コード等)。
- (e)チャレンジ省資源宣言ロゴを掲載すること。
- (f)宣言事業者の企業ロゴ(使用許可確認は発注者が行う)を掲載すること。
- (g)簡易な梱包で送付できるよう、一部ずつ四つ折りまたは八つ折りの状態にすること。
- (h)印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

c 配布先

- (a)宣言事業者の希望する各店舗・部署
- (b)発注者の指示する九都県市域内公共施設
  - ※約 650 か所程度を想定
  - ※応募はがき付きリーフレットと一括して送付すること。
  - ※資材の節減のため、可能な限り簡易な梱包で送付すること。

(イ)指定場所への配布

- a 配布期限は令和3年10月1日(金)までとする。
- b 配布場所は、宣言事業者の希望する各店舗・部署及び発注者の指示する九都県市域内公共施設とする。

**(3) 公共スペース等での広告掲出**

## ア 実施内容

「チャレンジ省資源宣言」及び「食品ロス削減啓発キャンペーン」の認知度向上に向けた広告を作成・実施する。

## イ 業務内容

### (ア) 電車内広告掲出

ポスターを作成し、電車内での広告掲出を行うこと。

- a 掲出期間 令和3年10月のうちの2週間程度とする。
- b 掲出場所 JR車内広告掲出(まど上広告)及び3路線(京浜東北線・根岸線、横浜線及び中央総武線各駅停車)
- c 掲出内容 「チャレンジ省資源宣言」及びプレゼントキャンペーンの認知度向上に向けた広告
- d 作成予定数 上記掲出場所に必要な枚数を作成すること。
- e 仕様
  - (a)カラー片面刷り
  - (b)グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。
  - (c)印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

### (イ) YouTube での広告掲出

「TrueView インストリーム広告」を活用し、YouTube での広告掲出を実施すること。広告手法はターゲットへの的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。また、「(1)チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンの実施で作成する Web サイトへのアクセスを誘導すること。

なお、広告掲出及び Web サイトへの誘導は、事業開始時に目標値を示すこととする。

- a 掲出期間 令和3年10月1日(金)から10月31日(日)までの1か月程度とする。
- b 掲出内容 「食品ロス削減啓発キャンペーン」認知度向上に向けた動画(15秒程度)。後日発注者より提供する。

### (ウ) コンビニエンスストアでの広告掲出

ファミリーマート「レジ液晶 POP・店内 BGM」に対応した静止画及び音声データを作成し、広告掲出を行うこと。

- a 掲出期間 令和3年10月1日(金)から10月31日(日)までの1か月程度とする。
- b 掲出場所 「レジ液晶 POP・店内 BGM」が対応可能な各九都府市内ファミリーマート全店舗。
- c 掲出内容 「チャレンジ省資源宣言」認知度向上に向けた内容とする。

### (エ) その他、各種広報活動に関すること

効果的で訴求力の高い広報手段を企画提案し実施すること。SNS等も有効に活用した PR 活動を実施する。

※詳細は発注者と受注者協議の上決定する。

## 6 事業報告書の作成に関すること

事業終了後、本事業の実施結果に係るデータを収集分析の上報告書に取りまとめ、下記のとおり電子媒体に

て、契約完了日までに発注者に送付すること。また、報告書の原案については、令和3年12月24日(金)までに電子データにより発注者に送付すること。

(1)全体事業報告書 A4判 約 55 部(目安)

(2)「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンアンケート結果報告書(全体の結果)  
A4判 約 55 部(目安)

(3)「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンアンケート結果報告書(意見のジャンル分け・結果の分析等を行ったもの) A4判 約 55 部(目安)

(4)上記「(1)～(3)」の電子媒体記録物 1セット

(5)その他関係資料 1式

※(2)及び(3)については、「チャレンジ省資源宣言」宣言事業者宛に送付すること。その際には、発注者が作成するお礼状を同封すること。お礼状については、電子データにより発注者から受注者に提供する。

## 7 留意事項

(1)契約締結後、速やかに作業計画書を発注者に提出すること。

(2)円滑に本事業を進めるため、発注者をはじめ連携する事業者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。

(3)業務内容及び業務の進め方については事前に発注者と協議すること。また、業務の進行状況等について、発注者に随時報告するとともに、指示を受けること。

(4)発注者から依頼があった時は、発注者が設置する部会等に参加し進捗状況の報告等を行うこと。また、会議出席者の質問等に適宜回答すること。

(5)業務内容は第三者に漏えいしてはならない。

(6)Webサイト、啓発ツールのデザイン、標語等の権利は発注者に譲渡すること。

(7)本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受注者の費用をもって処理すること。

(8)本調査で知り得た個人情報については、「個人情報取扱特記事項」に従うこと。

(9)九都県市域内に緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施に支障をきたす場合には、相手方にその旨を書面により通知し両者協議の上で、契約内容の見直し等必要な措置をとること。

(10)業務終了後、取得した個人情報は速やかに廃棄し、廃棄したことの記録を発注者に提出すること。

## 8 連絡体制等

受注者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、発注者へ報告すること。また、問題が発生したときは、速やかに内容及び対応経過を発注者へ報告すること。

## 9 事業担当

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局

(千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043-245-5603

FAX 043-245-5624

E-MAIL [genryo-saishigenka@city.chiba.lg.jp](mailto:genryo-saishigenka@city.chiba.lg.jp)